

(仮称)南部学校給食センター整備・運営事業に係る事業契約を締結したので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第15条第3項の規定により、当該事業契約の内容を次のとおり公表する。

令和6年12月23日

相模原市長 本村 賢太郎

1 公共施設等の名称及び立地

(仮称)南部学校給食センター
相模原市南区古淵5丁目3153番ほか

2 選定事業者の商号又は名称

相模原市南区大野台4丁目1番48号
株式会社さがみ南部給食センター
代表取締役 松井 大輔

3 公共施設等の整備等の内容

新設する(仮称)南部学校給食センターに係る施設整備、開業準備、維持管理及び運営

4 契約期間

令和6年12月19日から令和23年7月31日まで

5 契約金額

16,614,695,835円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,476,338,729円)

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項は、以下の事業契約書の条項のとおりである。

(事業者の債務不履行による契約解除)

第71条 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に通知し、本事業契約の全部を解除することができる。

- (1) 事業者の取締役会において、事業者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の法令に基づく倒産法制上の手続の申立てが決議されたとき又は他の第三者(事業者の取締役を含む。)によりこれらの申立てがなされたとき。
- (2) 事業者が本事業契約上の義務の履行に重大な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のある法令等の違反をしたとき。
- (3) 構成企業又は協力企業が基本協定の規定に反したとき。
- (4) 事業者が、第51条の業務報告書、第57条第1項の各種報告書その他本事業契約等に基づき市に提出する報告書に重大な虚偽の記載を行ったとき。
- (5) 第105条の秘密保持義務又は第106条の個人情報保護義務に重大な違反があったとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が本事業契約に違反し、本事業契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 市は、事業者又は構成企業若しくは協力企業(以下本条において「事業者等」という。)のいずれかが、次の各号のいずれかに該当するときは、本事業契約を解除することができる。この場合において、解除により事業者等に損害があっても、市はその損害の賠償の責を負わないものとする。

- (1) 相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。)第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。
- (2) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。)第23条第1項に違反したと認められるとき。
- (3) 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
- (4) 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は事業者の支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると

認められるものであると認められるとき。

3 市は、本事業に関し、事業者等のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、本事業契約を解除することができる。この場合において、解除により事業者に損害があっても、市はその損害の賠償の責を負わないものとする。

(1) 公正取引委員会が、事業者等に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による措置を命じ、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、事業者等に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき。

(3) 事業者等の代表者又は役員、代理人、使用人その他の従業者に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。

(4) その他事業者等が前3号の規定による違法な行為をしたことが明白となったとき。

(維持管理・運営期間開始前の解除)

第72条 維持管理・運営期間開始前に、事業者の責めに帰すべき事由により、次の各号の事実が発生した場合には、市は、事業者に通知し、本事業契約の全部を解除することができる。第2号の事実が発生した場合には、市は、事業者に対して催告することなく、本事業契約の全部を解除することができるものとする。

(1) 事業者が、工事開始予定日を過ぎても本件工事を開始せず、市が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、事業者から合理的説明がなされないとき。

(2) 事業者が本事業の全部又は一部を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。

(3) 維持管理・運営開始予定日までに維持管理・運營業務が開始されないと
き、又は維持管理・運営開始予定日後、相当の期間内に維持管理・運營業
務を開始する見込みが明らかに存在しないと認めたとき。

2 維持管理・運営期間開始前に前条又は前項の規定により本事業契約が解除
された場合の各施設又はその出来形部分の帰属その他解除に伴う市からの支
払等については、第80条及び第81条の規定に従う。

(維持管理・運営期間開始後の解除)

第73条 維持管理・運営期間開始後、事業者の責めに帰すべき事由により、
次の各号に掲げる事実が発生した場合には、市は、事業者に対し、相当の期
間を定めてこれを改善すべき旨を通知する。この場合において、相当の期間
内に改善がなされないときは、事業者に通知し、本事業契約の全部を解除す
ることができる。

(1) 事業者が、維持管理業務については連続して30日以上、運營業務につ
いては連続して5日以上又は1年間に30日以上にわたり、本事業契約等
の内容に従った業務を行わないとき。

(2) 本事業契約の履行が困難となったとき。

2 維持管理・運営期間開始後、第71条又は前項の規定により本事業契約が
解除された場合の各施設の帰属その他解除に伴う市からの支払等について
は、第82条の規定に従う。

(維持管理・運営期間開始後の一部解除)

第74条 維持管理・運営期間開始後、維持管理・運營業務の一部について別
紙3に定める解除事由が発生した場合には、市は、事業者に通知し、本事業
契約の一部を解除することができる。

2 前項の規定により本事業契約の一部が解除された場合、当該解除がなされ
た四半期の維持管理・運営に係る対価は、当該四半期のうち解除後の期間
(解除した日を含む。)について解除の対象となった業務に対応する費用を日
割計算した金額を減額した金額とする。また、当該解除の翌四半期以降の業
務に対する維持管理・運営に係る対価は、解除の対象となった業務に対応す
る費用を減額した金額とする。

(市の債務不履行による契約解除)

第75条 市が、本事業契約に従って支払うべきサービス購入費の支払いを遅

延し、事業者から催告を受けてから60日を経過しても当該支払義務を履行しない場合又は重要な義務違反により本事業の実施が困難となり、事業者が催告しても60日以内に是正しない場合には、事業者は本事業契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により本事業契約が解除された場合の各施設又はその出来形部分の帰属その他解除に伴う市からの支払等については、第84条、第85条及び第86条の規定に従う。

(法令の変更による契約の解除)

第76条 第90条第4項の協議を行ったにもかかわらず、法令の変更により、市が本事業の継続が困難となった場合、又は本事業契約の履行のために多大な費用を要する場合には、市又は事業者は、相手方と協議の上、相手方に対して通知をすることにより本事業契約の全部を解除することができる。

- 2 前項の場合の各施設又はその出来形部分の帰属その他解除に伴う市からの支払等については、第87条、第88条及び第89条の規定に従う。

(不可抗力による契約解除)

第77条 第92条第4項の協議を行ったにもかかわらず、不可抗力による事由が発生した日から90日以内に本事業契約の変更について合意が得られない場合かつ次の各号の一に該当する事態に陥った場合には、市又は事業者は、同条第2項にかかわらず、相手方と協議の上、相手方に通知することにより本事業契約の全部を解除することができる。

- (1) 事業者による本事業の継続が不能又は著しく困難なとき。
- (2) 事業者が本事業を継続するために、市が過分の費用を負担するとき。

- 2 前項の場合の各施設又はその出来形部分の帰属その他解除に伴う市からの支払等については、第87条、第88条及び第89条の規定に従う。

(市の任意による解除)

第78条 市は、本事業を継続する必要がなくなった場合又はその他市が必要と認める場合には、180日以上前に事業者はその理由を書面にて通知することにより、本事業契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により本事業契約が解除された場合の各施設又はその出来形部分の帰属その他解除に伴う市からの支払等については、第75条に基づき本事業契約が解除された場合に準ずる。

7 契約終了時の措置に関する事項

契約終了時の措置に関する事項は、以下の事業契約書の条項のとおりである。

(事業終了に際しての処置)

第79条 事業者は、開業準備期間開始前に本事業契約が解除により終了した場合において、本件土地、各施設又は既存建物等内に事業者又は事業者から本事業の全部若しくは一部の委託を受けた者が所有又は管理する工事材料、機械器具、仮設物その他の物件があるときは、当該物件の処置につき市の指示に従わなければならない。

2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の処置につき市の指示に従わないときは、市は、事業者に代わって当該物件の処分その他の必要な処置を行うことができる。事業者は、市の処置に異議を申し出ることができず、また、市が処置に要した費用を負担する。

3 事業者は、維持管理・運営期間が終了した場合又は開業準備期間若しくは維持管理・運営期間中に本事業契約の全部若しくは一部が解除により終了した場合において、当該解除の対象となった業務について、各施設内に事業者、構成企業又は協力企業が所有又は管理する機器類、什器備品その他の物件があるときは、当該物件の処置につき、市の指示に従わなければならない。

4 前項の場合において、事業者が所有する機器類、什器備品その他の物件について、市はその裁量により、当該物件の全部又は一部を簿価で買い取ることができる。この場合、事業者は、当該物件について担保権その他何らの負担も付着していない所有権を市に移転しなければならない。

5 第3項の場合において、事業者が使用権を有する機器類、什器備品その他の物件について、市はその裁量により、当該物件の使用権を事業者から有償で承継することができる。この場合、事業者は、当該物件について担保権その他何らの負担も付着していない使用権(ただし、当該物件の所有者が課している負担を除く。)を市に移転しなければならない。

6 前2項に基づき市が買い取る物件を除き、第3項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の処置につき市の指示に従わないときは、市は、事業者に代わって当該物件の処分その他の必要な処置を行うことができる。事業者は、市の処置に異議を申し出ることができず、ま

た、市が処置に要した費用を負担する。

- 7 事業者は、本事業契約の全部又は一部が終了した場合において、直ちに、市に対し、当該解除の対象となった業務を運営するために必要な全ての書類を引き渡さなければならない。